

公共工事の諸課題に関する意見交換会 (新潟県)

日 時：2023年2月8日（水）13：30～

場 所：白山会館 1階 「芙蓉」

【新潟県出席者】

土木部	副部長（監理課長）	星名 秋彦	
土木部	参事（技術管理課長）	斎藤 龍夫	
土木部	監理課企画調整室長	小林加津春	
土木部	監理課建設業室長	逸見 和樹	（敬称略）



【挨拶】

（日本建設業連合会：岡田支部長）

日建連北陸支部長の岡田でございます。本日は、意見交換会の開会に当たりまして、年度末を控えた大変お忙しい中、星名 副部長様をはじめ、土木部幹部の皆様にご出席を賜り、誠に有難うございます。また、平素より支部活動に格別のご支援ご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

ご承知のように、12月2日に2022年度補正予算が成立し、『防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保』のための予算が計上されたところです。また、23日には2023年度政府予算案が閣議決定され、補正予算と併せて『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』が進められることとなっております。私ども建設業界といたしましては切れ目のない公共事業執行を行っていただく上でも、来年度当初予算の年度内成立を期待しているところです。

新潟県様におかれましては、引き続き、防災・減災、国土強靱化のための加速化対策を含め、安定的かつ持続的な公共事業予算の確保・拡大にご尽力いただきますようお願いいたします。

新潟県では令和4年8月3日からの局地的な豪雨により県北地域をはじめとして、甚大な被害が発生したところです。また、過去においては新潟地震、新潟・福島豪雨、中越地震など大きな自然災害に見舞われております。新潟県民の皆様が安全で安心して生活ができる社会の基盤整備と災害に強い地域づくりを推進していただきますよう強くお願いいたしますとともに、我々建設業界といたしましても、激甚化・頻発化する気象災害への対応や県民の暮らしと経済を支える社会基盤の整備、維持・管理に資する事業活動を通しまして、力を尽くす所存でございます。

新潟県様の公共工事発注につきましては、週休二日取得モデル工事、施工時期の平準化、ICT活用工事や遠隔臨場の試行など現場の生産性向上につながる施策に取り組んでいただいているところであり、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

私ども日建連におきましても、政府による積極的な施策のもと、建設事業の着実な遂行に加え、「働き方改革」と「生産性向上」を強力に推進し、担い手の世代交代に確固たる道筋をつけるため、「週休二日の実現」と「建設キャリアアップシステムの普及・推進」に業界の命運をかけて取り組んでいるところでございます。

週休二日の推進につきましては、「週休二日実現行動計画」を定めて取り組んでまいりましたが、まだまだ、様々な課題があると感じております。

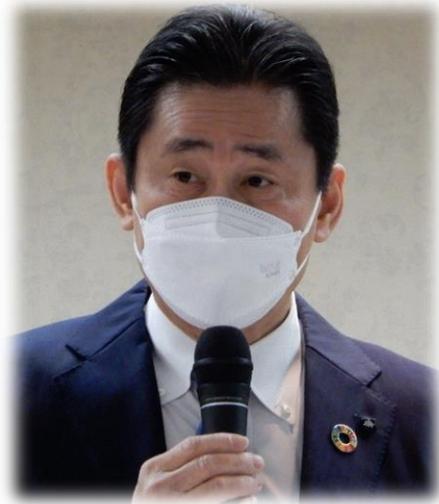
今後は2024年度から建設業にも適用される労働時間の上限規制の適用に向けて、更なる取組みの強化により、建設現場の週休二日を定着させてまいります。

新潟県様におかれましても、週休二日取得モデル工事の発注やそれらのフォローアップを通じた取組みもいただいているところであり、引き続き、一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

建設キャリアアップシステムにつきましては、建設技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備することで、将来にわたって建設業の担い手を確保することを目的としております。日建連では、国土交通省様から示された「2023年度からのあらゆる工事での建設キャリアアップシステム完全実施」に向けて取組みを進めてまいりますので、引き続き、建設キャリアアップシステムの普及・推進に向けて一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

本日は、あらかじめ提出させていただきました幾つかの課題につきまして、意見を述べさせていただきます、意義のある意見交換会とさせていただきたいと思っております。

はなはだ簡単ではございますが、開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。



(新潟県土木部：星名副部長)

新潟県土木部副部長の星名です。よろしくお願いいたします。

日頃から日建連北陸支部の皆様大変お世話になっており、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。開会にあたりまして、皆様に一言ご挨拶をさせていただきます。

日建連北陸支部の皆様におかれましては、日頃から本県の土木行政の推進にご理解、ご協力を賜り誠に有難うございます。また、県内の建設業の発展にご尽力を頂き、お礼を申し上げます。皆様におかれましては、社会生活の基盤となる社会資本整備はもとより、8月3日からの大雨災害の対応、また今年度は鳥インフルエンザが全国各地で流行しておりますが、そういった防疫作業にもご協力を頂いているところです。

今シーズンの降雪量はほぼ例年並みとなっておりますが、2度にわたる短期間の集中降雪があり、地元の建設業者の皆様から大変ご苦勞頂きました。このように日々県民生活を支えていただいていることに重ねてお礼を申し上げます。

この3年間、新型コロナウイルス対応に奔走してきたところですが、徐々にウィズコロナ、アフターコロナの方向となってきています。ポストコロナとは中々ならず、ともに暮らしていかなければいけないのかと思っておりますが、政府においても今年5月8日からを目標に2類相当から5類に引き下げるとされており、来年度は5類相当的な扱いになると思っております。ワクチン接種や入院機能の調整は今後も続いていくのではないかと考えているのですが、現在、入院難民が発生しないように県においては、新潟県の保健所ではなく、県庁の中で一括して入院調整機能を果たしており、入院できないという方が基本的には1人も発生していないという状況となっております。

社会経済活動を回していかなければ、建設業界だけではなく、国民、県民生活が覚束なくなると考えています。最近の社会資本整備をめぐる情勢ということでは、12月2日に国の令

和4年度第2次補正予算が成立し、前年度規模の予算を確保していただいたところです。引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、防災・減災対策、インフラ老朽化対策、災害に強い道路交通ネットワークなどの整備に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、本県におきましては、令和5年度当初予算、今年度の2月補正予算を一体で編成する作業の真ただ中です。ご承知のとおり、本県の財政事情が厳しい中ではありますが、地方財政措置の有利な財源をできるだけ活用し、事業量の最大化に努めているところです。建設産業は、社会資本整備を円滑に進め、地域の安全・安心を担うなど、持続可能な社会づくりに貢献していただいている産業であると認識しています。本県では、「第四次建設産業活性化プラン」に基づき、建設産業がその役割をしっかりと果たしていただけるよう下支えをしているところです。

そういった中で働き方改革や生産性向上が二つの軸になると思っておりますが、建設産業全体、特に本県の建設産業については、将来の担い手の確保が喫緊の課題となっております。若い方々から目を向けていただけるような産業にイメージを変革し、若者、女性に興味を持っていただき、入職していただいてしっかりと定着していただくための下支えの事業の予算も組んでいるところです。

また昨年度、令和3年9月に「新潟県SDGs推進建設企業登録制度」を創設いたしまして、現在324社に登録を頂いているところです。県としては県のA、Bランクの入札参加資格を持っておられる県内事業者の皆様に、ぜひこの「SDGs推進建設企業登録制度」にご登録いただければと考えています。こうしたことが建設産業のイメージの変革にもつながると考えていますし、将来の担い手確保の一助になればと思っております。

最後に、本日は建設業界における休日の確保や生産性向上などの様々なテーマをご提案いただいております。本日の会議が有意義な意見交換の場となりますことをご祈念申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

■中長期的な公共事業予算の確保

(日本建設業連合会北陸支部)

昨年12月23日には2023年度の政府予算案が閣議決定されたところですが、公共事業費では、令和3年度から令和7年度までの5年間で、追加的に必要となる事業規模を政府全体で概ね15兆円を目途として、重点的かつ集中的に対策を講ずることとし、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が進められております。

北陸地整管内でも概ね前年度水準で確保されるものと思っておりますが、今年度補正予算額及び

23年度当初予算額の確保が新潟県内の一層の社会資本整備に向けたものとなりますよう、また、今年度内に成立し、新年度早々に執行できますよう期待しているところです。

新型コロナウイルス感染症は、今なお収束の見通しが立っておりません。また、ウクライナ情勢の影響などに伴う資源価格の高騰と供給制約も加わり、厳しい経済情勢に直面しているところです。こうした中においても、デジタルトランスフォーメーション（DX）の普及やカーボンニュートラルの実現など、経済構造や環境対策の世界的な変化に的確に対応して、ポストコロナの時代における経済の好循環を加速・拡大させるためには、社会資本の戦略的な整備が不可欠であります。

私どもの建設業界におきましても、建設事業の着実な遂行に加え、「働き方改革」と「生産性向上」を強力に推進しているところです。

そのため、日建連では、引き続き「週休二日の実現」と「建設キャリアアップシステムの普及・推進」に取り組んでいるところです。

我が国が少子高齢化社会を迎えている中で、特に建設業界の担い手確保に向けては、日建連の「週休二日実現行動計画」を踏まえて、4週8閉所を実現するよう、不退職の決意で取り組んでおります。目標の達成までには様々な課題が残されておりますが、2024年度から建設業にも適用される労働時間の上限規制への適合に向けて、新潟県様におかれましても、引き続き、現場における週休二日の取り組みに一層のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

北陸地域経済の活性化と雇用を支える基幹産業として建設業が担う役割は大変大きいところがございます。厳しい財政状況の中でも、県民の安全・安心のための大規模災害等に備えた対策や将来に向けたインフラ整備を着実に推進していただきますよう中長期的な計画に基づき、安定的かつ持続的な公共事業予算の確保をお願いいたします。

（新潟県）

県では、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の実現に向けて、近年、激甚化・頻発化する自然災害から県民の命と暮らしを守る防災・減災対策やインフラ施設の老朽化対策のほか、更なる拠点性の向上に向けた交通ネットワークの整備などを着実に進める必要があると考えております。

また、建設産業は、除雪や災害対応など地域の安全・安心の確保や社会資本の整備などを担うとともに、地域の経済と雇用を支える重要な役割を果たしていると認識しているところです。

現在、県の投資的経費については、「公債費負担適正化計画」のもと、実負担額により管理するなど厳しい状況が続いておりますが、そのような中でも「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」など地方財政措置の有利な財源を最大限活用しながら、必

要な事業量の確保に引き続き努めてまいります。

併せて、将来の担い手確保は県内建設産業の喫緊の課題であり、県としては、令和3年度からスタートした「第四次・新潟県建設産業活性化プラン」に基づき、週休2日制の普及による働き方改革の実現や、ICT活用工事の拡大・バックオフィスDXの推進などによる生産性の向上に取り組み、これによって担い手確保につながる好循環を生み出してまいりたいと考えております。

さらには、県内建設企業のSDGs達成に向けた取組の促進を図り、産業イメージを変革するなかで、若年者にとって魅力的な産業となるよう、官民一体となって取り組んでまいります。

(日本建設業連合会北陸支部)

ICT活用工事の拡大やバックオフィスDXの推進など、生産性向上の取組みについての話がありましたが、北陸地方整備局様のほうでもDX人材育成センターの設置を予定され、力を入れておられるところです。新潟県様もそういった施設も利用しながら、地域建設業の発展にご尽力いただければ有難いと思います。

(新潟県)

引き続き、北陸地方整備局などの関係機関とも協力していきたいと考えています。また、商工会議所とも連携しながら、建設業のサポートセンターを設置して、建設企業の経営の応援、あるいはデジタル化についての相談を3回まで無料で受けられる制度も予算措置しています。北陸地方整備局の施設の活用についても、担当の建設業室のほうで勉強させていただいて、活用できるものは活用して取り組んでまいりたいと考えています。



■ 工事施工の円滑化・設計変更手続き

(日本建設業連合会北陸支部)

工事施工の円滑化4点セット「条件明示の手引き」、「設計図書の照査ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン」、「設計変更ガイドライン」および「工事施工の円滑化に関する各種部会」の活用状況について、昨年度と同様に日建連北陸支部会員で、県発注工事施工中の各社にアンケートを実施しました。16工事(昨年度9工事)からの回答があり、その結果を次のとおり報告します。

工事施工の円滑化についてです。

- 1) 円滑化4点セットの活用状況ですが、『周知・活用ともあり』との回答は昨年度と比較して大幅に向上しており、全体の8割を超えています。しかし、一部、「条件明示の手引き」に関して『周知なし』が3件ありました。

4点セットは工事施工の円滑化にとって必要不可欠なものと認識していますので、引き続きの活用推進をお願いします。

- 2) 発注者、設計者および受注者による「設計審査・施工条件検討部会」、「施工条件確認部会」、「照査結果検討部会」、「工事・事業情報共有部会」、「工程調整部会」、「設計変更等検討部会」について、同様趣旨の会議の開催状況や頻度を昨年度と同様に調査しました。各部会とも、『開催あり』の工事は調査16件中6件以下であり、開催率は昨年同様低い状態です。ただし、「工程調整部会」が開催された工事では、複数回開催されている実態も確認できます。

これらの部会は、三者間で事業や工事に関する情報と課題を共有し、検討や協議を深めることによって、円滑な工事推進に非常に効果のある仕組みであると捉えています。こうした趣旨に則った会議の開催を引き続きよろしくをお願いします。

次に設計変更についてです。

- 1) 設計変更の前提となる「現地・施工条件の明示」では、『十分に明示』との回答が昨年度25%から大幅に改善し、6割を超えました。一方で、一部工事からは『設計者側の調査が不十分』や『発注図面と現地の不整合』との意見もありました。

施工条件明示の傾向は大きく改善した結果となっていますが、設計時の調査や設計図面の充実を求める意見もあります。条件明示とともに現地条件を踏まえた設計図書の提示について、引き続き配慮をお願いします。

- 2) 「設計変更の書面での指示」について、ほとんどの工事で『書面での指示』となっており、かつ『概算金額提示』の工事が昨年度の0件から4件に大きく増加しています。

変更指示書発出時の概算金額の提示まで考慮いただいている実態は、受注者としても非常に好ましい状況です。本取組みの一層の浸透を望みます。

- 3) 「工事・請負金額の変更協議」では、ほぼ全ての工事で『十分に実施された』との回答となっており、昨年度の約50%から大幅に改善しています。

残念ながら1件の工事で『協議が一方的であった』との回答となっていますが、引き続き、設計変更の際の甲乙間の協議の推進をお願いします。

4) 「設計図書の訂正・変更」では『発注者が訂正・変更』もしくは『有償での訂正・変更を指示された』との回答が6割を超え、状況は大幅に改善されています(昨年度回答では1件のみ)。

設計図書の作成は発注者の所掌する範囲と認識していますが、工事現場の実態は改善傾向にあるものと考えられます。一方で、『無償での訂正・変更指示』との回答が4工事からありましたので、関係部署および監督職員へのご指導を引き続きよろしくお願ひします。

5) 「スライド条項の適用」は、『適用条件を満たさなかった』現場もありましたが、『適用があった』との回答が約60%となっており、『適用を要請したが断られた』との回答はありませんでした。

ウクライナ情勢やコロナ感染症等、社会経済情勢の激変の中で、労務や資機材の調達に窮している現状をご理解頂いているものと考えています。引き続き、同条項の適正かつタイムリーな運用をお願いします。

次に適切な工期設定についてです。

- 1) 約7割の工事から『標準工程が開示』との回答があり、昨年と同様の水準となっています。
- 2) 『適切に工期設定された』との回答は約4割に対して、『現場条件との不整合』や『作業工程算出の根拠に不備があった』といった意見も散見されます。
- 3) また、『工期変更が適切に行われなかった』との回答はゼロとなっており、工期変更は適切に実施されているものと考えられます。
- 4) 工期設定が適切でなかった要因としては、『実施設計の遅延』、『設計工期がそもそも厳しい』や『歩掛が適切でない』あるいは『無理なセット数の機械配置』といった設計計画段階のものが複数件ありました。また、『追加工事の未考慮』や『現地条件の不整合』そして『変更協議に時間を要した』といった工事着手後の遅延要因に関する回答もありました。

標準工程の開示、適切な工期変更協議は進んでいますが、標準工程の設定内容については工程算出の根拠の不備や現場条件との不整合があるとの意見もあります。工期設定にあたり、現場条件や対外協議状況等の適切な反映を、引き続きよろしくお願ひします。

(新潟県)

円滑化4点セットはすべて作成済みであり、新潟県土木部発注工事では全てに適用しております。なお、設計図書の「設計図書の照査、変更及び工事一時中止に係る特記仕様書」にて各種ガイドラインの活用を明示しており、条件明示に関しては設計図書の施工条件

総括表を活用することで対応しております。

各部会については、本県では積算、工事監督を一括して同一の職員が行っていることから部会は設けていませんが、受注者、発注者、設計者による三者会議については、工事の円滑化に向け必要に応じ開催してまいります。なお、受発注者どちらからの発議でも実施が可能です。

設計変更については、本県では設計書の特記仕様書の条件明示総括表により、条件明示しております。また、標準仕様書では条件明示が不明確な場合には、照査結果として提出いただくこととなっております。

概算金額の提示については、概算変更額通知制度を試行しており、所属長が必要と認めたときに概算変更額通知書を受注者に送付することとなっておりますので、御協議願います。

変更協議に関しては、設計図書の「設計図書の照査、変更及び工事一時中止に係る特記仕様書」にて、各種ガイドラインの適用を契約事項として対応しております。また、設計変更ガイドラインに基づき、「設計図書の照査」の範囲を超えるものに関しては、発注者の責務、または発注者側での費用負担が必要となります。個別の事案で不都合があれば、発注所属の副部長等が相談窓口となっておりますので御協議願います。

スライド条項については、新潟県では、建設工事請負基準約款においてスライド条項（全体スライド条項、単品スライド条項、インフレスライド条項）を定め運用しており、令和4年4月にはスライド条項の周知を行うとともに、6月24日には、実際の購入金額を反映した請負代金の算定も可能とする単品スライドの新運用を、12月23日には物価水準の変動によるインフレスライドの運用を適用するなど、資材高騰に対応できるよう、スライド条項の適切な運用を実施しております。

新潟県土木部発注工事の工期については、工種と直接工事費より定めた標準工事日数にて設定しています。ただし、高額等これによりがたい場合は、ネットワーク等により個別に算定することとしております。

この他、工程上支障となる条件がある工事は、発注時から条件明示することとしております。工期変更につきましては、必要により受発注者間で協議願います。

（日本建設業連合会北陸支部）

設計変更については、工事を進める中で現地の条件が違っているなど、完全に一致させるということは中々難しいと思っています。弊社で阿賀野川の白川大橋下部工を施工させていただいていますが、その工事についてもクレーンを構える広大な道路の施工、また、昨年8月の出水で被害を受けているいろいろな条件の変更がかなりの回数出てきています。現場のほう

に確認しますと県のご担当の方が本当に丁寧に条件変更に対して対応していただき、概算の金額についてもその都度きちんと交わし、ご指示も頂いていると報告を受けています。昨年は、概算金額の提示が少し遅いという声もあり、頂ける金額が決まらなければ下請けへの支払いも満額で払いづらいといったこともお話したところです。社内的な会計上の問題からすると、現地の施工が終わってから随分遅れて下請けに支払いをすると利益供与になるということも懸念され、工事着手の際に適正な金額できちんと契約を交わして進めるということは大したことだと思っていました。現場に聞いてみると、現在は協議の段階で概算契約の内容も含めてきちんと協議させていただき、現場は順調に進んでいるという報告を受けていますので、新潟県様の対応も改善されてきていると感じており、引き続きこういった形で進めていただければ有難いと思っています。

(新潟県)

現場の対応については、毎年度説明会等を行いながら、周知徹底を図ることで進めています。問題があれば、各所属の副部長等が相談窓口ということで運用していますのでご相談願えればと思います。

■適正な工期設定と休日確保

(日本建設業連合会北陸支部)

近年、全産業において生産性向上や働き方改革がさげばれています。また、2024年度から建設業にも適用される労働時間の上限規制への適合が求められている中、工期の適正化の確保が急務となっている状況です。そういった中にあっても建設業界においては、週休二日の確保に向けて解決すべき様々な課題があります。若者が職業を選択するうえで、建設業が他産業に比べて劣る要因の1つに休日の少なさが挙げられています。新潟県発注工事（2億円以上）に関するアンケート調査結果においては、アンケート件数が8件と少ないものの、作業所閉所日を4週4閉所としている作業所が約13%（昨年0%、一昨年9%）で、4週8閉所の作業所閉所日が達成できている作業所は約38%（昨年38%、一昨年36%）となっています。

週休二日の確保を含む適切な工期設定は、若者の就労定着化に必要な不可欠となるものと思っています。2020年10月1日に改正建設業法が施行され、官民工事を問わず、著しく短い工期による契約締結が禁止されました。また、当該改正に実効性をもたせた「工期に関する基準」が中央建設業審議会により策定されたところです。建設工事における適正な工期設定について、より一層明確になったものと思っていますので、現地監督員への周知徹底をお願いいたします。工事内容の追加等があった場合は、工期の変更について受発注者間の円

滑かつ適切に協議が行えるように、引き続き、よろしくご指導をお願いいたします。

また、設計当初の適正な工期設定および建設労働者の休日確保に関する新潟県の取り組みの状況等をお伺いいたします。

(新潟県)

建設労働者の休日確保については、県としても将来の担い手確保の観点から、処遇改善として必要なことと考えております。

新潟県では週休2日取得促進の取組として、平成29年1月から「週休2日取得モデル工事」の試行を「現場閉所型」で開始しており、令和3年4月からは対象工事を原則、入札を実施する全ての土木工事に拡大するとともに、令和4年4月からは、現場条件の制約等により現場閉所が困難な工事において、労働者が交替しながら休日を取得することで週休2日を目指す「週休2日取得モデル工事（交替制）」を導入し、災害復旧工事にも適用可能とするなど、積極的な施策の推進に努めております。

新潟県土木部発注工事の工期については、工種と直接工事費より定めた標準工事日数にて設定しています。ただし、高額等これによりがたい場合は、ネットワーク等により個別に算定することとしております。その他、工程上支障となる条件がある工事は、発注時から条件明示することとしております。また、週休2日の取組として「週休2日取得モデル工事（交替制）」を導入するなど労働者の休日確保の取組を推進しております。なお、工期変更につきましては、必要により受発注者間で協議願います。

(日本建設業連合会北陸支部)

国発注の工事では、最近では4週8閉所を前提として工程を組んで発注されているケースが多くなってきていると思っておりますが、新潟県様におかれましても同様に4週8閉所を前提とした形での発注を進められるということによろしいでしょうか。

(新潟県)

現在のところ、いわゆる歩掛の補正に関しては、4週6閉所のところから補正をかけるという形で運用しているところですが、労働基準法の改定の関係も来年度から適用されるということがありますので、来年度に向けてさらに強化をしていきたいと考えていますが、現在検討中であり、決まり次第周知をさせていただければと思っております。

■建設現場の生産性向上

(日本建設業連合会北陸支部)

生産性向上については、時間外労働規制や担い手確保に向けた長時間労働の是正、賃金改善や社会保険加入など技能者の処遇改善を生み出すためにも必要な取り組みと考えております。昨年度と同様に日建連北陸支部会員各社へ「生産性向上等の取り組み」についてアンケート

ートを実施し、16件の工事から回答がありましたので、その結果の概要をご報告します。

1) 各工事で取り組まれている生産性向上対策についてですが、生産性向上対策は、昨年度と同様に①工事管理用統合ソフト、②タブレット端末、③電子小黒板が多数の工事で活用されていました。今年度は、3次元CADを含むBIM/CIMの活用率が向上しており、プレキャスト製品や大型パネル型枠の採用事例も報告されています。

国土交通省では、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とする「BIM/CIM活用工事（発注者指定）」の試行を実施しており、費用については設計変更の対象としています。新潟県においてもこのような試行工事のご検討をお願いします。

一方、国土交通省や高速道路会社などの発注機関では遠隔臨場の試行が進められており、その効果が確認されています。今回のアンケートでは、遠隔臨場についての報告はありませんでしたが、監督・検査の効率化に有効と考えていますので、臨時検査や完成検査などを含めた全面的な導入に向けたご検討をお願いします。あわせて、「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測」などICT技術の積極的な活用をお願いします。

2) 工事書類の簡素化・電子提出についてですが、工事書類の簡素化は、工事成績評定の改訂や現場代理人への指導によって提出書類の削減が図られていると考えています。しかしながら、今年度のアンケートでは簡素化が「進んでいる」と「進んでいない」が約半数でした。日建連北陸支部会員各社の受注工事は、工期が長く、工事書類の簡素化に向けた直近の取り組みが反映されていない面もあると思いますが、今後も提出書類が最小限となるよう受注者へご指導頂くとともに、提示書類の削減もお願いします。

また、国土交通省では、工事書類の作成に係る負担軽減に資する取り組みとして、検査対象書類を10項目に限定した「検査書類限定型工事」の運用を始めています。新潟県におきましても「検査書類限定型工事」の試行をお願いします。

(新潟県)

県としましても、建設現場における生産性向上は、積極的に推進すべきと考えております。

電子小黒板は平成29年から活用を開始し、土木工事標準仕様書に監督技術基準・施工管理関係資料として明示しております。

プレキャスト部材の使用については、現場条件等を総合的に判断しながら現場打ちとの比較検討を行いながら対応しております。

今後活用が見込まれるBIM/CIMの導入については、情報を収集するとともに、課題抽出や導入可能な分野・工種等の検討を行い、新潟県の実情に合ったCIM要領の策定を予定しています。

昨年度末、土木部全事務所の工事担当課にウェアラブルカメラ及びノートパソコン1台ずつの配備と、通信環境の整備を行いました。今年度は、具体的な実施方針を記した試行方針を作成し、遠隔臨場が適する現場・工種等において、遠隔臨場による立会、材料確認、段階確認及び臨時検査を試行しています。

遠隔臨場の完成検査を含む全面的な導入について、検査を現地において適否判定する旨の建設工事執行規程（県の訓令）上の規定から、現在、完成検査は遠隔臨場の対象外としています。完成検査への適用について、地方整備局の動きを注視し、適用可能性を検討してまいりたいと考えております。

デジタルデータを活用した「鉄筋出来形計測」などICT技術の積極的活用についても、地方整備局の動きを注視し、適用可能性を検討してまいりたいと考えております。

工事書類の簡素化について、本県では、工事書類作成マニュアル（平成25年4月策定、平成30年4月改正）に基づき提出・提示書類の明確化、簡素化を図っております。現在、令和5年度版に向け、現行基準類等に対応させる改定作業を行っております。今後、いっそうの書類の明確化、簡素化を進めていきたいと考えております。

「検査書類限定型工事」の試行についてですが、他県の動きも注視し、適用可能性を検討してまいりたいと考えております。

（日本建設業連合会北陸支部）

様々な取組みをしていただき、有難うございます。中でもプレキャスト部材の使用については、現地条件などを総合的に判断して、現場打ちとの比較検討を行われて対応いただけるということは、非常に有難いとところです。プレキャスト部材については、コスト面ではどうしても不利になるかと思いますが、2024年に迫っている時間外労働規制の適用に対しても非常に有効な対策と成り得ると考えていますので、プレキャスト部材の活用により一層の推進をよろしくお願いします。

（新潟県）

プレキャスト部材に関しましては、すぐに全てに適用するというわけにはいかないと思いますが、現地の状況を見ながら総合的に判断して進めていきたいと考えています。

■建設キャリアアップシステムの活用状況

（日本建設業連合会北陸支部）

建設キャリアアップシステムの導入・活用状況についてのアンケート調査を行いました。調査結果の概要は次のとおりです。

- 1) 『カードリーダーを設置していない』工事は昨年度の20%から、本年度は4割近くまで増加しています。『リーダーは設置しているが就業登録がほとんどゼロ』の回答と合わせると、半数以上の工事で活用されていない状況です。
- 2) 元請事業者としてのID登録はほぼ全ての工事で実施されていますが、現場・契約状況、施工体制まで登録できていない工事が全体の約30%と、昨年度と同水準です。
- 3) 協力会社の事業者IDの登録状況ですが、1次協力会社では46%(昨年度63%)、2次協力会社において31%(昨年度41%)、そして3次協力会社で21%(昨年度0%)となっています。いずれの回数においても協力会社の登録率が伸び悩んでいる状況です。
- 4) 技能者ID登録状況については、1次協力会社35%(昨年度69%)、2次協力会社27%(昨年度53%)、3次協力会社29%(昨年度0%)であり、事業者ID登録と同様に、登録が低迷している現状が窺えます。
- 5) 技能者ID登録者のカードタッチ状況ですが、『タッチ率70%以上』との回答のあった工事は、調査16工事中4工事でした。

昨年度の調査ではシステムの普及・活用が進んでいる結果でしたが、本年度調査ではその傾向が一転しました。日建連では、「担い手確保と育成」や「建設技能者の処遇改善」といった観点から、システムの普及・推進に鋭意取り組んでいるところですが、一層の普及・推進のため、次の方策を提案しますので、ご検討、ご協力をお願いします。

キャリアアップシステム導入モデル工事の試行・導入をお願いいたします。

また、システム導入によるメリットの広報をお願いいたします。

(新潟県)

優遇措置の導入や広報に当たっては、技能労働者の賃金水準向上などキャリアアップシステム導入による費用対効果が明確化されることが前提であり、こうした観点から、各種地元建設関係団体の推進に向けた理解が進むことが重要と考えております。

本県としては、こうした点を踏まえ、優遇措置等の対応について、引き続き検討してまいります。

(日本建設業連合会北陸支部)

地元建設関係団体の推進に向けた理解が進むことが重要だと思っておりますが、建設技能者の処遇改善や担い手確保の観点からご協力をお願いいたします。新潟県の地元建設業者の多くは、元請けであると同時に下請け工事もやっていることから、建設技能者の直営部隊を持つ会社が多くあり、直営部隊を技能労働者として登録するとともに事業主体としても登録しているところですが、建設技能者を多能工として育てている実態がありますが、職種に応じて登録するシステムが合っているのかということに疑問を持っており、多能工にもっと

光を当てた制度に変えていただけないかということ国に対して申し上げていると聞いています。ハードの面ではカードリーダーの設置を進めていますが、技能者ID登録、事業者ID登録をされている方が中々増えず、協力会社を巻き込み切れていないという実態だと思っています。また、カードタッチの状況も進んでいない実態など、様々な状況がありますが、地元建設業界においてもまずは普及率を高めていくことが先決だと思いますので、建設キャリアアップシステムの導入をご検討していただきたいと思っております。

(新潟県)

新潟県では、国の直轄工事のCランク企業への導入も遅れていることは承知しています。新潟県としては、業界団体の推進に向けた気運が高まっていくことが重要と考えています。国の直轄工事においてBランク以上の企業の殆どは建設キャリアアップシステムの導入を進めておられると思いますが、新潟県の場合は殆どがCランクであるということがあると思います。他県におけるモデル工事の状況も承知していますが、業界団体の気運の高まりが重要だと思っています。

(日本建設業連合会北陸支部)

建設キャリアアップシステムについては、建退共との連携をはじめ、発注者による週休二日の達成状況の確認にも活用されているということを知っています。また、施工体制台帳や施工体系図、社会保険の加入状況等の帳票も出力できるよう改良されたと聞いており、生産性向上への取り組みにもつながるものと思っています。国土交通省からは、今後、「監理技術者の現場の兼任を認める要件として検討」、「レベル別に賃金目安を示すことにより能力評価が労務費に反映される方策について検討」していくということも聞いていますので、モデル事業の試行につきましてご協力いただきますようお願いいたします。

■新潟県からの情報提供

(新潟県)

8月3日からの下越地方での大雨の被害状況について、説明させていただきます。

8月3日の大雨に対して、日建連の皆様方からもご協力いただき感謝申し上げます。大雨の被害状況ですが、8月3日から4日にかけて大雨となり、特に今回は下越地方の村上市、関川村、胎内市において大雨特別警報及び記録的短時間大雨情報が繰り返し発表されました。関川村の下関観測所において、1時間に149ミリの降水量を記録し、県内観測史上最大値という猛烈な雨量が観測されました。累計雨量につきましても、約570ミリに達し、記録的な大雨に見舞われた状況となりました。

村上市の坂町駅周辺の浸水の状況ですが、特に今回は、下越地方において河川の越水など

により、約 2,000 棟を超える家屋が浸水するとともに、土石流による家屋の倒壊等の被害が生じました。また、道路や河川についても約 3,000 か所を超える公共土木設備の被害が発生したところです。村上市坂町地区の浸水状況については、短時間に集中した豪雨が発生し、家屋の被害だけでなく、JR羽越本線の運行も停止されました。また、国道7号、113号の通行止めが実施され、多くの交通障害も発生したところです。こちらにつきましては、現在、県で災害復旧に向けて準備を進めています。特に荒川水系の緊急治水プロジェクトでは、烏川と春木山大沢川の荒川支川で改良復旧事業を行い、河道拡幅や県内初の事例となりますが二重堤ということで堤防をもう一つ作って、市街地の浸水を防御するという対策についても検討を進めているところです。また、村上市の高根川及び春木山大沢川の左岸では、それぞれ堤防の損傷や河道埋塞という状況となったところです。

鶴岡村上線は村上市と山形を結ぶ朝日スーパー林道という一般県道ですが、こちらでも大規模な被害が発生し、約 17 キロの区間にわたり 30 か所の被害が発生しました。山間部のスーパー林道ですので、片押しでしか施工できない状況になっている中で、現在も復旧を進めており、こちらについても数年かけてしっかり復旧していくということになっています。

砂防関係も今回の大雨により、斜面の崩壊が多数発生しました。特に流木を伴う土石流が発生して非常に大きな被害を与え、県の林業、治山分野が一緒になって対策しています。杉の植栽の分布が多い地域ですが、流木により被害を受けたことから、土木部だけではなく農林水産部を含めて一体的な施工を進めることとしています。特に大きな被害を受けた下越地方、特に荒川周辺の河川や砂防の被災箇所の復旧を現在進めているところです。

新潟県におきましては、8月3日からの大雨による被災を受け、その後の国の災害査定も12月上旬にすべて完了したところです。新潟県分で約 99 億、市町村分で約 19 億円の全体で約 120 億の査定の決定を受けたところです。施工条件が厳しい箇所もありますが、まずは迅速に災害復旧を進めていくということで、日建連の皆様からご協力をいただく場面もあるかと思っています。今回の災害は非常に甚大な被害となりましたが、結果的に人命が守られ、これまでの防災工事等の制御効果も非常に発揮されたところです。引き続き対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様のご協力を頂ければ有難いと思っています。

(新潟県)

議題にも上がっていましたが、「ワーク・ライフ・バランスの推進」について説明します。令和3年度までに始めた取組みについては、原則、入札を実施する全ての土木工事を現場閉所型として「週休二日取得モデル工事」の対象としています。1,000 万円以上の工事に関しては「発注者指定型」、1,000 万円未満の工事に関しては「受注者希望型」という形で全ての工事を対象にしているところです。「発注者指定型」については4週8休相当の補正額を計

上して発注しています。また、工事成績の加点評価において最大 2.2 点加点するとともに、総合評価落札方式の評価項目として、「ワーク・ライフ・バランスの企業認定等の有無」も評価している状況です。

令和 4 年度の取組みとして、「週休二日取得モデル工事（交替制）」を令和 4 年 4 月に導入し、現場閉所が困難な工事において、交替しながら休日を取得することで週休二日を目指す取組みも行っているところです。「週休 2 日取得モデル工事」の現場閉所型及び交替制は災害復旧工事にも適用可能とし、適用を拡げて実施しているところです。

（日本建設業連合会北陸支部）

「ワーク・ライフ・バランスの推進」についてのご紹介がありましたが、2024 年に適用が開始される労働時間の上限規制は待ったなしの状況となっており、大きなテーマとしてこれにどう取り組むかということが課題となっています。例えば、民間の建築工事では、半導体の工場などの建設が盛んに行われていますが、従前にも増して短期間で工事を行ってほしいという要望が強くなっているところです。働き方改革に逆行しているような状況もありますが、この問題に対し、公共事業では週休二日は当たり前のこと、建設業は土日はきちんと休める、というところを一般の住民の方にも伝えていく努力も大事だと思っています。ご紹介いただいたモデル工事等を進めていただくこととなっていますが、さらに強力に進めていただくとともに、この取組みを住民の方にも浸透させていくことが大事だと思っています。次世代の担い手となる若い方に入職してもらうためにも、2024 年に向けてどうやって取り組んでいくかということをお新潟県様と業界全体で取り組んでいくことが大事なテーマだと思っていますので、引き続きよろしく申し上げます。

（新潟県）

「ワーク・ライフ・バランス」だけではなく、生産性向上も併せて取組みを進めていくことが大事だと思っています。特に担い手の育成・確保に関しては、非常に重要な課題ですので、新潟県としても「ワーク・ライフ・バランスの推進」や小学生、中学生、高校生に対する様々な広報を通じて取り組んでいきたいと思っております。



以 上